

「遺言書の基礎知識」

< 2. 遺言書に書けること >

c. 未成年後見監督人の指定

○遺言できること

遺言で未成年後見監督人を指定できます。

○規定された法律

民法（第八百四十八条）

○こんな方へお勧め

未成年後見人を指定したが、その者だけでは子の監護養育・財産管理・契約等の法律行為などがちゃんと行えないと心配な方。

○補足

後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、後見監督人となることができない（民法第八百五十条）事に注意が必要です。